

下ビルマ米作村における農地政策の展開、1957~87年

たか
高 はし
橋 あき
昭 お
雄

はじめに

- I Z村の概況
- II ウー・ヌ政権期の農地政策とZ村の農地改革
- III ネーウィン政権期の農地政策とその実施過程
- 結び

はじめに

1988年9月に軍事政権が発足して以後、ビルマ^(注1)は62年に始まるネーウィン(Ne Win)^(注2)政権下のビルマ式社会主義路線を捨て去り、さまざまな自由主義的経済政策を探ろうとしている。そしてそれに伴って、ビルマの基幹産業である農業をめぐる諸制度も改編されつつあり、農村の社会経済構造も将来変化することが十分予想される。しかし、ビルマ式社会主義下の農村の実態が解らない限り、今後の政策を評価することや実態の変化の性格を把握することはできない。ただ政権側がそのような調査を忌避してきたため、ネーウィン政権下26年間の農村社会経済構造を実態調査に基づいて分析した著作は多くなく、特に土地制度についてのそれはきわめて少ない。

ところで、ビルマ式社会主義体制下における村落レベルでのこれまでの数少ない土地制度の研究では、以下のような課題に焦点があてられていた。第1は、村落経済全般の分析のために、いわば導入部として村の經營農地規模別世帯数分布を取りあげ、1世帯当たりの耕作面積の変遷についてのみ言及したものである。おしなべてビルマ人研

究者による調査研究^(注3)にはこのような傾向が見られる。第2は、経営面積別に農家経済を分析し、「小農」の存立を可能とする土地保有規模を考察しようとするものである。外国人として初めてネーウィン政権下のビルマ農村の経済調査を行なった斎藤照子は、このような視点から農業政策と下ビルマ農村の土地制度の矛盾を論じている^(注4)。しかし、両者の研究視角とも土地制度を中心にするものではない。つまるところビルマ式社会主義下26年間の土地制度の研究はすこぶる不十分な形でしか行なわれてこなかったと言ってよいであろう。

筆者は、1986年4月から88年4月まで、アジア経済研究所の海外派遣員としてビルマの首都ヤンゴン(Yangon。旧英語名ラングーン)に滞在し、下ビルマと上ビルマで各1カ村ずつ、農村の社会経済の実態調査を行なう機会に恵まれた。本稿は、そのうち最も長期(1987年3~7月)にわたって調査することのできた下ビルマのZ村^(注5)の土地制度について論じたものである。

本稿は、土地制度に言及した上記の論考とは視点を変えて、農地政策の展開過程を一村落の事例に即して考察することによって、一村の土地制度を論じようとするものである。すなわち本稿の目的は、ウー・ヌ(U Nu)政権(1948~62年、ただし中断あり)およびネーウィン政権(62~88年)の農地に関する諸政策が農村ではどのように機能し、またどのように遵守、変形、あるいは脱法されてき

たかを把握し、同時にそれを踏まえて土地をめぐる諸制度の実相を村の具体例に即して描出することにある。この作業によって、中央の政策と村民の生活とのギャップあるいは連続性を認識することができ、ビルマ式社会主义という条件下に置かれた農村の実態に近づくことができる。また逆に、中央の政策の特徴も新たな視点から照射することができよう。ただし本稿では水田を中心に考察する。なぜなら、Z村の農地の99%は水田であり、農地政策の特徴が最も端的に現われているのが水田をめぐる諸政策だからである。

本稿では、まず村の概況を述べ(第I節)、次に農地政策とその実施過程をウー・ヌ政権期とネーウィン政権期に分けて論述する(第II、III節)。具体的には、第II節で行政の末端において村役人や村人たちに農地関係の諸政策がどのように理解され、運用されてきたのかを概観すると同時に、Z村の事例に即して、ネーウィン政権成立後語られることのなかった農地改革(1953~58年)の成果と問題点を村落レベルで検証する。また第III節では農地政策と不即不離の関係にある穀米供出制度と、ネーウィン政権時代における農地管理政策の特徴が集約的に具現化されている小作人登録帳について分析することによって、ビルマ式社会主义農地政策の農村における実態に迫りたい。

(注1) ビルマは1989年6月18日に英語の呼称を“Burma”から“Myanmar”に変更したが、筆者の調査時点では“Burma”であったこと、ビルマ国民自身が「バマー」と言っていた(言っている)こと、「下ビルマ」や「上ビルマ」という用語まで変える必要があるのか疑問であること、さらに「ビルマ式社会主义」は歴史的に確定した用語でありこれを「ミャンマー」に変えることはできないこと、等を考慮したうえ、用語の整合性を保つために、本稿では「ビルマ」を用いることにする。ただし、都市名や地域名についてはそのような混乱がないので、現地の呼称をそのまま用い

下ビルマ米作村における農地政策の展開、1957~87年
る。

(注2) ビルマ語のローマ字表記は、東京外国语大学の奥平龍二教授考案のビルマ語表記法による。ただし、固有名詞については、日常ビルマ人が使用する表記法による。

(注3) Khin Maung Kyi, *myanmà luhmìstbwāyēi pyāunlēhmù hpyi'sin* [ビルマ社会経済の変化], ヤンゴン(ラシングーン), badhapyan hnñ saou' htou'weiyēi htanà [翻訳および出版局], 1977年, 222~223ページ/Khin Pwin Oo, “Yadaw Revisited 1976~78,” 未公刊, ヤンゴン, 63~70ページ/Mya Than, “A Burmese Village-Revisited,” B.J. Terwiel 編, *Seven Probes in Rural South East Asia: Socio-Economic and Anthropological*, ガヤ, Center for South East Asian Studies, 1979年, 1~15ページ/Mya Than, “Little Changes in Rural Burma: A Case Study of a Burmese Village (1960~80),” *Sojourn*, 第2巻第1号, 1987年2月, 55~88ページ。

(注4) 斎藤照子「ビルマの穀米供出制度と農家経済——チュンガレー村の事例——」(『アジア経済』第20巻第6号 1979年6月) 2~26ページ。この論文は、経営規模別の農家所得を算出して、土地保有に基づく所得格差とその要因を分析しようとするものであり、穀米供出制度(後述)下の農家経済について優れた分析を行なっている。しかし、当時の調査条件上の制約のために、調査農家の経営面積別農家数分布が村のそれに近づくようにデータを抽出するという標本抽出方法しか採りえず、また論文の目的からはずれるということもある、簡単な土地処分の事例が紹介されているだけで、村の土地制度全般にわたって論じているわけではない。

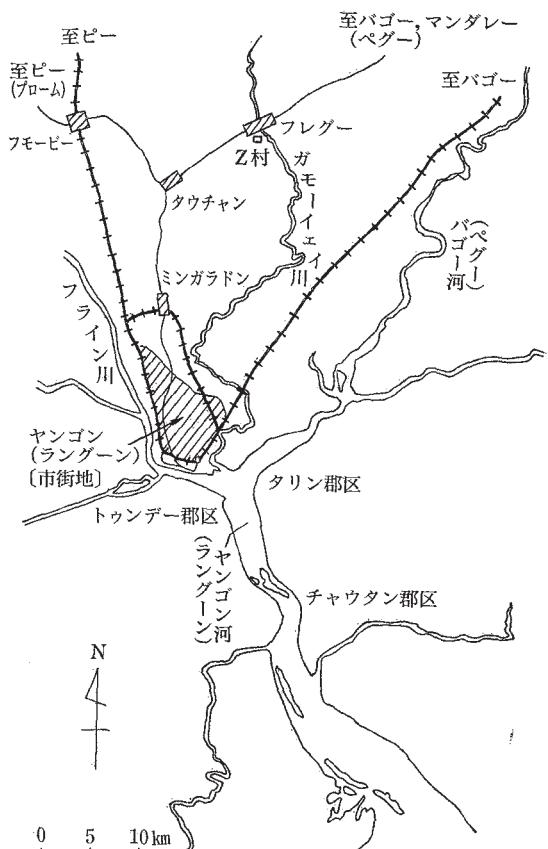
(注5) Z村のビルマ社会主義計画党(当時の一党独裁政党)村落支部書記の要望により、村名および個人名は仮名にする。

I Z村の概況

1. Z村の位置

Z村は首都ヤンゴン市^(注1)の北東部に隣接するフレグー(Hlegu)郡区^(注2)に属する農村である(第1図参照)。フレグー郡区の郡庁所在地で同時

第1図 Z村の位置



(出所) 筆者作成。

に地域の商業の中心地でもあるフレグー町までの道のりは、ヤンゴン市街からおよそ41km、ここから小道を南へ15分ほど歩くとZ村の入り口に着く。このような大都市の近郊にありながらも、ヤンゴン向けの近郊農業はほとんど展開しておらず、フレグーの町に野菜や牛乳を売りに行く世帯がわずかにあるだけである。したがって、都市から遠くはなれた下ビルマの典型的米作村と大きく変わることはない。

Z村は、ヤンゴン河の一主流であるガモイエイ川右岸の自然堤防上に家々が列をなして並ぶ列村である。村の南側と西側にはバゴー (Bago。

旧名ペゴー)・デルタの広大な水田地帯が展開している。ガモイエイ川はデルタ地帯を蛇行しながら流れ、ヤンゴンでヤンゴン河に合流する。ヤンゴン河河口からZ村まで、ガモイエイ川に沿って100km近くあるが、乾季になると感潮する。そのため水が逆流して渦になり、それにちなんで、Z村および対岸のP村の名前には「渦」という語が入っている。

2. 土地利用と農作物

村の土地利用状況は第1表のとおりである。村の94haを耕地が占め、その99haを水田が占めており、水田の中に村があると言っても過言ではない。調査時点での休耕地は49haであったが、その前年は35ha、調査時の翌年は79haが休耕地であった。休耕地は、村から遠く、低地で水の過剰による水害を受けやすい。そのような劣等地が耕作放棄され、かつその面積が増加傾向にあるのは、第三節で述べるように、穀の供出価格が安く政府の管理が厳しいため、生産意欲が減退しているからである。また、1986/87年度のZ村内の水田の耕作面積は2699haだったにも関わらず、Z村村民によって耕作されている面積は、筆者の調査によると801haにすぎず、残りの水田は他村の村民によって耕作されていた。なぜこのようになくなっ

第1表 Z村の土地利用状況 (1986/87年度)

土 地 種 目	面 積 (エーカー)	百 分 (%)
耕 地	2,773	94.0
水 う ち 作 付 地	2,748	93.1
休 耕 地	2,699	
菜 園	49	
三 日 月 湖	25	0.8
その他の (屋敷地、道路、池等)	10	0.3
計	169	5.7
	2,952	100.0

(出所) Z村村落人民評議会議長ウー・サンウイン (U San Win) からの聞き取りによる。

(注) 1エーカーは約0.4ヘクタール。

たのかについては農地改革のところで後述する。

この地域では、雨季が5月下旬に始まり10月まで続く。年間2500mmを超える降雨のすべてはこの期間に集中する。Z村の生産活動の中心はこの雨を利用した稻作であり、この時期水田では稻以外は何も栽培されない。稻作の農業用水はすべて天水に頼っており、水田にはいかなる灌漑設備も見られない。

乾季にはほとんどの農家が落花生の栽培を行なっている。しかし、作付面積は各農家とも稻の作付面積の1割程度にすぎず、用途はというと自家消費用の食用油の製造のために利用され、ごく少數の農家を除いては現金収入をもたらすことはない。

菜園では落花生、バナナ、茄子、セインザウ(séinzáu)と呼ばれる生食用の芋、菊などが栽培されている。村全体が低湿地にあるため、降水量の多い年は冠水して収穫皆無となる菜園も多く、冠水しにくい菜園ほど良質であるとされている。

菜園での野菜栽培においては、乾季に掘抜き井戸や管井戸の利用が見られる。

菜園は後述する水田の場合と異なり私的所有が認められている^(注3)。そのため菜園自体もその生産物も自由に販売できる。したがって、売買が自由にできない水田の価格に比べて、菜園価格は非常に高い。

周辺の他村の地勢的条件と比較してZ村に特筆すべきこととして、「古ガモーイエイ川」と呼ばれる三日月湖の存在がある。面積は10haほどであり、乾季になるとガズンユエッ(gazunywe')と呼ばれるえん菜の1種が栽培され、村人に貴重な現金収入をもたらす。

3. 調査世帯と職業構成

Z村の総世帯数は138世帯であり、このうち20

世帯はバプティスト派のキリスト教徒であるカレン人世帯で、あとはすべてビルマ人仏教徒の世帯である。筆者の調査できた世帯は138世帯中136世帯であった^(注4)。未調査世帯2世帯はいずれもビルマ人世帯で、うち1世帯は乾季の農閑期を利用してヤンゴンに一家で仕事に出ていたため、調査期間中に会うことができず、他の1世帯には回答を拒否された。两者とも経営農地を持たない農業労働者世帯である。

Z村はヤンゴンやフレグーの町の人々からも、Z村村民自身からも、「純農村」と見なされている。確かに総世帯数138世帯のうち81.2%にあたる112世帯が何らかの形で農業に従事しておりその言葉に間違はないのだが、他にも大工、行商、種々の公務員などの職業によって生計を立てている世帯もあり、さらに世帯構成員ひとりひとりについて調べてみると、軍人、籠編み職人、女中、庭番、僧侶など、農業・非農業世帯を問わず多種多様の職業に従事している。第2表は、世帯

第2表 職業構成

	世帯数	構成比(%)
水 田	64	46.4
菜 園	3	2.2
農 業	45	32.6
農 労 動 務	7	5.1
大 公	4	2.9
行 商	3	2.2
ス ペ ア (車掌)	2	1.4
漁 業	2	1.4
無 の	1	0.7
そ の 他 ²⁾	7	5.1
計	138	100.0

(出所) 筆者調査による。

(注) 1) 農業労働者は、サインガーと呼ばれる季節雇いとチャーバンと呼ばれる日雇いのふたつの範疇にわけることができる。調査対象世帯は前者が28戸、後者が15戸であり、他に未調査の2世帯の農業労働者世帯がある。

2) 「その他」の職業は、雑貨店店主、樵夫、牧師、レンガ職人、サイカーライ手、籠作りおよび食堂の給仕が、各1世帯である。

の経済活動を中心的に担う人物^(注5)の職業を世帯の職業として、調査世帯を職業別に分類したものである。

ビルマ語では農民のことをタウンドゥ・レーダマー (taundhuledhamā, taun は山, dhu は人, le は田, dhamā は職人をそれぞれ意味する) と総称するが^(注6)、これは政策あるいは統計上の公式用語であって、水田を耕作する者はレーダマー (ledhamā), 畑を耕作する者はヤーダマー (yadhamā, ya は畑), 菜園を耕作する者はチャンドマー (hkyandhamā, kyan は菜園) と、経営農地の種類によって農民の呼称が異なるのが一般的である。Z村にはヤーダマーはおらず、また水田も菜園も耕作する農民はレーダマーであると答える。本稿ではレーダマーを水田農民、チャンドマーを菜園農民と呼ぶことにする。

Z村では菜園農民は農民というよりもむしろ農業労働者に近いものと見なされている。その理由として、第1に、3世帯の菜園農家のうち2世帯は世帯主が農業労働にも従事していること、第2に、Z村の作付け指定および供出対象作物は米のみで菜園の生産物は対象になっていないこと、第3に、菜園農家は米を生産しないので米の配給を受けることになり、協同組合^(注7)の統計では「農家以外」に分類されていること、第4に、菜園農家は農民協会 (taundhuledhamā asfiayōun) に未加盟であること、が挙げられる。

周囲の町村の人々から「純農村」と言われながら、Z村全体の総世帯数138戸中、経営農地を持ついわゆる農家は48.6戸と半分に満たない。また、平等を旨とする社会主義体制の観念に照らし合わせると奇異な現象と言わざるを得ないが、Z村の農業によって生計を立てている112世帯の40.2戸にあたる45世帯は経営農地を持たない農業労働者

世帯である^(注8)。農業労働者は雇用形態によって2つに分類でき、季節ごとに長期に雇われるものはサインガー (sayinhgâ), 日雇いベースで雇われるものはチャーバン (kyà·bân) と呼ばれている。

本稿では農家、それも水田農家が考査の対象となるが、それと同時に、なぜこのように多数の農業労働者世帯が存在するのかについても考査の過程において言及されるであろう。

(注1) 旧英語名ラングーン (Rangoon)。ここでは市街地だけでなく大ヤンゴン (Maha Yangon) と呼ばれる地域を指す。人口は1983年センサスによると約251万人である。

(注2) ヤンゴン管区に属する1郡区で、面積44万1849エーカー(約1788平方キロ)、人口15万2070人、総戸数3万824戸である (myanmā hsosheli' lānzin pati hlègū myòune pati uni' [ビルマ社会主義計画党フレグー郡区支部], myòune hma'tān [郡区地誌], 1982年9月25日, 3, 28ページ)。なお郡区とはビルマ語の“myòune”の日本語訳である。

(注3) Z村では菜園はチャン (hkyan) と、屋敷地と同じ呼称で呼ばれている。ネーウィン政権成立直後、菜園は農地と見なされ国家に収用されそうになったが、村人たちがこれに抵抗し、結局菜園は私的所有の認められている屋敷地と同じものと見なされることになった。

(注4) ビルマでは、同じ屋根の下に住み、同じ釜の飯を食う、家族を基本とした集団をエインダウンダーズ (eindaundházù。家の人の集団) と言うが、これが世帯にあたる。本稿で筆者が用いる「世帯」は、この定義に従う。人口センサスも、エインダウンダーズをこのように定義している (“1973 hkuhni' pyidaunzù myanmanainngan dagaunsayin”[1973年ビルマ連邦人口センサス]、宗教内務省移民および人口局内部資料、3ページ)。また結婚して家を出ることを「家庭を分ける」 (eindaun hkède)、あるいは「釜を分ける」 (óu hkwède) と言う。

(注5) このような人物を農地国有化法第2条ではエインダウンダーズ・アチーアケー (eindaundházù akyiaké) と呼んでいる (pyidaunzù myanmanainngantohlanyèi asôyà [ビルマ連邦革命政府], 1953 hkuhni' leyamyei nainnganbain pyiulou'yéi e'ubdei [1953年

農地国有化法], ヤンゴン, bahou poun-hnei'tai' [中央印刷局], 1966年, 2ページ。以下「農地国有化法」とのみ記述した場合はこの法律を指す)。アチーアケーとは首領, 有力者もしくは重要人物という意味である。エインダウンダーズ・アチーアケーは, エインダウン・ウースター(eindaun úsi。世帯主)とはほぼ重なるが, そうでない場合もある。

(注6) 農民の定義は, (1)田畠を自ら耕作して主たる生計の糧としているもの, もしくは(2)すべての農作業の過程を自ら監督することによって主たる生計を立てているもの, となっている(農地国有化法第3条)。すなわち, 農業労働者を雇用して農業経営を行なうものも農民である。ネーヴィン政権もこの定義を変えていない(1963 hkəhni' taundhuledhamā akwinayēi kagwedhì ubudei [1963年農民の権利保護法] 第2条)。

また, 世帯のアチーアケーが農民であった場合, その世帯はタウドゥレーダマー・エインダウンダーズ(taundhuledhamā eindaundhazù)となり(農地国有化法第3条), これを直訳すると「農民世帯」となる。本稿ではこれを「農家」と訳す。

(注7) 協同組合省の管轄下に各村落および町区ごとに組織されており, 基礎的消費財の低価格での配給を主要な業務とする消費協同組合。さまざまな生産協同組合のあるところもあるがこの村にはない。協同組合は米の配給を最も重要な業務のひとつとしており, そのために米の配給対象とならない「農家」と配給対象となる「農家以外」の世帯を区別した人口統計を持っている。

(注8) 斎藤は全ビルマの農業就業者の42.0~44.5%が農業労働者である, と推計している(斎藤照子「ビルマにおける農業労働者階層の形成」[滝川勉編『東南アジア農村の低所得階層』アジア経済研究所1982年] 238ページ)。また筆者がビルマの農村を回って得た印象によると, どこの村でも, 1村の農家世帯数は村の全世帯数の約半分ほどである。

II ウー・ヌ政権期の農地政策とZ村の農地改革

本節および次節では, 農地政策の綱要について, ウー・ヌ政権期^(注1)とネーヴィン政権期^(注2)

下ビルマ米作村における農地政策の展開, 1957~87年

を対照しながら分析する。国家の農地政策に関する説明は斎藤論文^(注3)に詳しいので, ここでは, 村役人や村人たちにそれらがどのように解釈されているか, そしてまたどのように遵守あるいは変形, 脱法されているかに力点を置いて述べてみたい。すなわち, 村役人や村人たちの側から農地政策を概観することになる。なぜならば, 国家の制度はそのままの形で村人たちに対峙するのではなく, 行政の末端と村人たちとの日常的交渉のなかでそれは種々の偏向や多様性を持つことになり, 「生ける法」としての村の土地制度もこのようにして「変形された」国家の制度的枠組を前提として機能しているからである。村人たちが国家の制度と觀念するものは, 法律の条文ではなく, 行政の末端で行なわれる実際の指導や妥協である。

以上のような見地からのウー・ヌ政権期の農地政策の考察と並行して, 本節では, 国家の農地政策がどのように実施されたか, あるいは実施されているのかについて, Z村の事例に即して考えてみたい。その具体例として, 現在の農地保有^(注4)の枠組を決めたといえる農地改革について考察する。

1. 農地政策の概要

ビルマではイギリスの植民地時代^(注5)に農民層の分解が進み, 1937年にはビルマ全土の農地面積の33.4%⁶, 下ビルマに限ると47.4%⁷が不耕作地主に所有されていた^(注6)。1948年に独立したビルマでは, 農地を農業に従事する者の手に取り戻すことが焦眉の課題であり, 同年農地国有化法が制定されたが, 地主勢力の抵抗のため修正を余儀なくされ, 53年に再度制定された^(注7)。同法に基づいて, 非農業者の農地は原則としてすべて, 農家についても地目別に定められた所有限度^(注8)を超える農地は国家に収用され, 農地を持たない農業從

事者に再分配された。農地国有化施行法によると、農地配分の優先順位は、(1)小作農家、(2)農地所有面積がダドーントゥン^(注9)に満たない自作農家、(3)常雇あるいは季節ごとに長期に雇用される農業労働者の世帯、(4)その他の農業労働者世帯、の順になっている^(注10)。Z村でもこの法律に基づいて農地改革が行なわれている。なお、農地国有化法は現在でも効力を持っているが、これに基づく農地改革は1958年に頓挫してしまい^(注11)、以後は同法による農地移転の規制が行なわれているだけである^(注12)。

農地国有化法実施地域では、農地を配分された農家（配分農家）も収用を免除された農家（免除農家、ただし農地の一部を収用された農家も含む）も、農地を保有し、生産のために利用し、そこから生ずる利益を享受する権利が与えられたが、他方、売却、譲渡、質入れおよび賃貸は原則として禁止された^(注13)。しかし、両種の農家とも農地の分割、交換および相続が認められた（第9、10条）。そのうえ、配分農家には自己の所属する農業組織に対してなら売却することも認められ、また免除農家には以上の諸権利の他に農業者もしくは農業をすると誓約した非農業者にも売却または贈与でき、宗教団体に寄付することもできた（第11、12条）。Z村の農民は、配分農家・免除農家を問わず、農地改革によって与えられた農地に対する権利を、「パイサイン・グィン」（painaingwìn, 所有权）と呼んでいた。そこで農地国有化法の条文を再度読んでみると、農地再分配あるいは収用免除によって与えられた農地を農民は「所有する」とある（第3条）。すなわち、さまざまな処分禁止条項があるとはいえる、それらは不耕作地主に再び農地が渡るのを防止するためのものであって、私的所有権の確立を妨げるものではなかった。事実、Z村

の農地委員会は農業者に対する農地の売却や譲渡を原則的に許可（法律では「原則として禁止」であるにもかかわらず）していたという。1953年農地国有化法によって農家に与えられた権利は、制限付きの「所有権」であると言ってよい。

このように農地は農民にとって自分の所有物であると觀念されたうえ、政治的混乱^(注14)のため中央政府の政策が地方までおよばなかったので、農地国有化法の実効力は乏しく、実際には農地の処分だけでなく賃貸借も自由に行なわれていたようである。また宗教団体は一切の収用を免れたため、Z村では農地の名義を宗教団体に移して小作に出し続ける者や非農業者に売却する者がかなりいたという。

2. 農地改革

農地改革は、政府側からは「農地国有化」（leyamyei nainnganbain pùlou'yéi）、村人からは「農地配分」（leyamyei weihkyânyéi）と呼ばれている。このような言葉からも、農地を国有化したとする政府側と、貰ったとする農民側の意識の違いがわかる。

Z村農地委員会^(注15)元委員長ウー・ピュー（U Hpyu）^(注16)によると、Z村で農地改革が行なわれたのは1957年から58年にかけてであるという。1958年にウー・ヌ政権の農地改革は頓挫しているので、Z村での施行は最末期のものである。その傍証として隣村のS村では改革が行なわれていないことが挙げられる。

まず村では、当時Z村の属していたハンタワディ県政府の指導の下に、7人の委員が選挙によって選出されて農地委員会が結成された。この委員会によって農地改革が実施され、農地配分に与った農家には原則として12ヶ所づつ農地が配分された。ただし農地といっても水田のみで、菜園は農

地改革の対象にならなかった。また、所有規模50戸以下の中作農は収用を免除された。収用免除農家数はカレン人農家4～5世帯、ビルマ人農家3世帯であったが、ビルマ人の3世帯は自作農ではなく実は在村不耕作地主であり、ビルマ人の自作農はZ村にはいなかった。当時Z村の世帯数は約120世帯で、そのうち農地の配分を受けた世帯は小作農家のみであり、配分農家数はウー・ピューの記憶によるとだいたい60世帯前後で、免除農家数と合わせると農地改革によって農地を得た農家数は67世帯前後になる。

第3表は農地改革を実行した農地委員の一覧表である。この表を見て第1に気づくことは、委員がすべて小作人であることである。地主の排除は、第2次大戦期に外国人不在地主の多くが国外に立ち去ってしまったためと、地主による改革の妨害を未然に防ぐための措置であると思われるが、世帯数にして村の半数を占めており、農地配分に当然与るべき農業労働者も事実上無視されることになってしまった。第2に、小作人1人当たりの経営面積が20～50戸と非常に大きい。小作人とあっても常時何人かの労働者を雇い、農繁期とも

なれば大量の季節労働者を雇用していた。農地改革によって1世帯当たりの経営面積が減ったにもかかわらず、後述するように農家戸数は増えなかつたため、Z村内の多くの水田を他村の農民が耕すことになった。第3に、委員たちの地主は皆ビルマ人以外の民族である。ビルマ人地主は村にひとりしかおらず、カレン人の小規模地主を除けば、あとはすべて外国人である。第4に、委員は逆にビルマ人のみである。当時すでに村内で自作農、小作農、あるいは農業労働者として農業に従事していたカレン人はひとりも委員に選ばれず、冷遇されていることがわかる。第5に、当時の農地委員は農地改革後も村の指導者として中心的役割を担ってきたし、現在もそうである。特にウー・ピューは現在でも村の長老として、大きな政治的影響力を持っている。

農地国有化法は、第7条において、農家^(注17)1世帯につきダドーントゥンの農地を配分する、と規定している。ダドーントゥンとは農民1家族が、一対(2頭)の役牛と農具一式でもって耕作することが可能であり、生計を立てゆくのに十分な広さの土地を言う。しかし、実際のダドーントゥ

第3表 農地委員会(myeiya-komiti)のメンバー(1957年当時)

名 前	役 職 名	当時の職業	地主の民族	小作面積(戸)	履歴・現況(1987年現在)
U Hpyu	委員長	小作人	カレン人	30	1957～62 村長 1962～71 村落長老会委員長 1971～74 村落人民評議会議長 在村
U Hmyo	書記長	イギリス人	イギリス人	40	死亡(子供は隣村に)
U San Win	委員	チエティア*	チエティア*	30	現村落人民評議会議長
U Ne Toun		カレン人	カレン人	20	死亡(子供はフレグーに)
U Kyaw Hsan		チエティア*	チエティア*	?	在ヤンゴン
U Oun Maung		ドイツ人	ドイツ人	50	在村
U Oun Thwin		チエティア*	チエティア*	30	元村落人民評議会書記長、在村

(出所) 元農地委員会委員長(U Hpyu)からの聞き取りによる。

(注) *イギリス統治時代にマドラス周辺から渡ってきたインド人の金貸しカースト。

ンは、それで生計を立てていけるかどうかを基準にして決定されたのではなく、当時の各農家の耕作面積と耙の保有状況から機械的に決められた。

説明のために簡単な例を挙げることにしよう。ある村に A, B, C, D, E, F という 6 軒の農家がある、A が 7 たんを、B が 15 たんを、C が 18 たんを、D が 20 たんを、E が 5 たんを、F が 8 たんを、それぞれ 1 ヶ(注18), 2 ヶ, 2 ヶ, 3 ヶ, 1 ヶ, 1 ヶで耕作していた場合、6 軒の耕作面積の和を、耙(に代表される農業資材と労働力のセット)の所有数の合計値である 10 ヶで除した 7.3 たんがこの村のダドントゥンとなる。これを厳密には平均ダドントゥン(*pyānhm̥yàgyīn dadōuhntun*)という。すなわち、Z 村の配分可能水田面積を Z 村農民の全耙保有数で除した商が、Z 村のダドントゥンとなる。こうして Z 村では農地委員会によってダドントゥンは 12 たんと決められた。ただし、同じ村内でも場所によって土地条件が異なるため、10~14 たんの範囲はダドントゥンと見なされた。

農地国有化施行法による農地配分の優先順位は先述のとおりである。ところが、Z 村で実際に農地の配分を受けたのは、第 1 優先順位の小作農家のみであった。なぜこのようなことになったのであろうか。

Z 村では農地配分を受ける資格として、役牛 2 頭以上と農具一式を所有し、かつ既婚者であることを条件とした。つまり、ダドントゥンがあれば役牛一対を所有して生計が立てられるが、そのダドントゥンを得るためにはまず役牛がいなければならぬとしたのである。こうしてまず役牛や農具などを持たない農業労働者〔8 ページの(3)(4)〕が配分から排除された。また、Z 村内にビルマ人の自作農はおらず、ダドントゥンに満たな

い自作農家〔同(2)〕はカレン人農家が 2 世帯あったのみである。この 2 世帯は資格条件を満たしていなかったにも関わらず、配分に与れなかった。農地委員会がビルマ人のみで構成されていたことと関係があるように思われる。

こうして、農地改革によって農家 1 世帯当たりの耕作面積が減少したにもかかわらず、農家戸数は増加しなかったため、Z 村内の水田の多くを他村の農民が耕作することになった。Z 村内の水田耕作面積 2699 たん 中 801 たん しか Z 村農民によって耕作されていないという第 I 節で述べたような不思議な現象はこのようにして生じたのである。

農地改革がこのような経緯で行なわれた結果、村のなかに農家と農業労働者世帯が半数ずつ存在するという構造が温存されることになり、現在でもその構造は基本的には変わっていない(注19)。

(注 1) ウー・ヌは、1956年 6 月から 57 年 2 月まで
ウー・バスエーに、58 年 10 月から 60 年 4 月までネーヴィンに、それぞれ政権を渡したが、いずれもウー・ヌの意志による暫定的なものであり、48 年から 62 年をウー・ヌ政権期と言ってさしつかえない。

(注 2) 1962 年から 74 年までの、軍事政権である革命評議会が全権を握っていた革命政権期と、74 年から 88 年までの社会主義共和制期に分けられるが、ネーヴィンに率いられる、ビルマ式社会主義を唱道する政権であるという基本的性格は一貫して変わっていない。

(注 3) 斎藤照子「ビルマの穀米供出制度……」3~6 ページ。

(注 4) 本稿では「所有」と「保有」を次のように使い分ける。すなわち、「所有」とは自由に使用・収益・処分できる権利を留保しつつ所持することを言い、他方「保有」とは物を事実上の支配下においている状態でその依拠する諸権利は問わない。この定義によると「保有」は「所有」を包含することになる。

(注 5) 1852 年に下ビルマが、そして 86 年にビルマ全土がイギリスの植民地になり、1942~45 年の日本による占領期をはさんで 48 年までイギリスの支配下にあった。

(注 6) *myei hnìn leya sai'pyôuyéi komiti* は

asiyinhkanza, apain 2, myei hlêpyâun gyin [土地および農業委員会の報告書, 第2部, 土地譲渡], ヤンゴン, 1943年, 48ページ。また同報告書によると, 同年下ビルマの主要米作地13県においては, 全農地面積の50%が不耕作地主に所有され, そのまた50%がインド人の金貸しカーストであるチエティアに所有されていた(49ページ)。

(注7) 1948年法から53年法にいたる経緯と両法の比較については, 斎藤一夫「ビルマの土地改革」(大和田啓氣編『アジアの土地改革』アジア経済研究所 1962年) 193~208ページ, および, ゲー・エヌ・クリムコ著 中山一郎訳『独立ビルマの農業問題』アジア経済研究所 1966年 40~62ページ, を参照。

(注8) 農地国有化法付表1。たとえば, 水田を耕作する自作農の場合, 50%以下は収用を免除された。

(注9) ドーン(dôun または tôun)は立体物を数えるのに用いる助数詞で, トゥン(htun)とは耙のことである。また, ダ(da)とは数詞の「1」を表わすティッ(ti')が軽声化した音である。したがって, ダドーントゥンとは「耙一丁」という意味である。これから派生して, 農民1家族が, 耙一丁に代表される農具一式と耙を引く役牛一頭でもって耕作可能であり, 生計を立てゆくのに十分な広さの土地を表わす面積単位となった。地力, 自然条件などによって, 地域により広狭の差がある。ここで役牛とは, ビルマ牛の去勢牛および牡牛の水牛の成牛を指す。

(注10) *pyidaunzù myanmanainangan tohlanyêi asôyà* [ビルマ連邦革命政府], 1954 *hkûhni' leyamyei nainnganbain pyâlou'yéi ntubudei* [1954年農地国有化施行法], ヤンゴン, 出版社・出版年不明, 15ページ, 第59条。

(注11) 1963年時点で農地改革の行なわれた農地は全農地面積のわずか17.1%だった(斎藤照子「ビルマの穀米供出制度……」4ページ)。

(注12) ネーウィン政権期には, このような1村ごとに農地を国有化して再配分するという形での農地改革は行なっていない。その傍証としては, アー・エフ・ジャブレエフ著 中山一郎訳『現代ビルマの農業問題(II)』アジア経済研究所 1973年 8~9ページ, を参照。

(注13) 農地国有化法では, 第4条において「本法の規定に附わないような, 賃入れ, 売却および他の方法での農地の移転もしくは分割を禁止する」としてお

下ビルマ米作村における農地政策の展開, 1957~87年

り, 第11条において「農地を小作に出すこともしくは賃貸することを禁止する」と規定している。以下, 農地国有化法の条項は, 本文のなかで(第…条)と表記する。

(注14) この時期の政争や内乱の状況については, 萩原弘明・和田久徳・生田滋『東南アジア現代史IV ビルマ・タイ』(世界現代史8) 山川出版社 1973年 112~130ページを参照。

(注15) 農地委員会は, 農地改革を推進し農地問題を解決するため, 農地国有化法に基づいて中央, 県および村落各レベルで組織された。委員は選挙で選ばれた。のち1963年小作法によって再編成された。

(注16) ここでビルマ語の敬称について説明しておく。相手が男性の場合, 目上および社会的地位の高い者に対しては“U”を, 自分とほぼ同年齢の者に対しては“Ko”を, 目下の者に対しては“Maun”を, それぞれ名前の前につける。相手が女性の場合, 目上および社会的地位の高い者に対しては“Daw”を, 自分とほぼ同年齢か目下の者に対しては“Ma”を, それぞれ付ける。本稿では筆者の年齢(32歳)を基準にしている。

(注17) この場合の「農家」とは, 農地改革の結果農家となる世帯のこと。

(注18) ここでのドーンは本節(注9)で述べたように耙を数えるときの数詞であるが, 耙だけでなく, それを引く一頭(2頭)の役牛, 犁, 牛車, そしてそれらを使う労働力などを含む, いわばワンセットの農業技術を表わす一種の単位である。したがって, 2ドーンになると, これらの生産要素が「原則として」すべて2倍になる。

(注19) イギリス植民地統治下で米の輸出基地に特化させられてしまったビルマは, 独立後も国家経済の建設に必要な外貨取得のために, 米の輸出に頼らざるをえなかった。したがって, 農地改革による生産者への農地の平等な分配と同時に, 生産レベルの維持・向上にも配慮しなければならなかった。そのため, 農業資材を全く所有しない農業労働者に, 農地を分配する余裕がなかったものと思われる。ネーウィン政権になつても, 米の輸出で得た外貨によって資本蓄積するという基本的経済政策は変わっておらず, ネーウィン政権が農地改革を積極的には推進しなかった理由もこのあたりにあるようと思われる。

III ネーウィン政権期の農地政策 とその実施過程

本節でも前節と同様の見地からネーウィン政権期の農地政策について分析する。そしてZ村における政策展開の具体例として、農地政策と密接に結びつきこれを補完して実効あるものにしている穀米供出制度と、「耕作権」の理念に基づく農地管理制度が集約的に具現化されている小作人登録帳を取りあげ、それぞれ考察する。

1. 農地政策の概要

現在(1989年)、農民の農地に対する権利は、「ロウッパイン・グイン」(lou'pain gwìn)と呼ばれている。この言葉は通常官庁用語として使用されており、ある役職の「権限」のことを言う。そして、農民が農地に対してロウッパイン・グインがあると言った場合、彼には農地を耕作する「権限」が与えられていることを意味する。この制度の根底にあるのは、国家が農地を所有し、実際に耕作する者のみに耕作する権利を与える、という考え方である。したがって、本稿ではこの「権限」を「耕作権」と訳す。

第一・二期の「所有権」からネーウィン期の「耕作権」への移行は「田を耕す者のみに田の耕作権がある」(注¹)という革命評議会の理念に基づくものであるが、それを実効のあるものにしたのは1963年に制定された小作法である。この法律は、農地改革が不徹底であったため新政権になっても広く残存していた地主勢力を一掃するために制定された。同法によって小作料が制限され(注²)、さらに重要なことには、小作人を選ぶのは地主ではなく村落の農地委員会であるとされた。これによって小作料を收受することを禁じら

れ、自ら小作人を選べないために闇小作料の望みも断たれ、地主勢力は急速に没落した。当時地主とその小作人は村落農地委員会に登録され、その台帳は「ティザー・スマッポンティン」(thiza hma'pountin。小作人登録帳)と呼ばれた。当初は耕作者としては小作人が登録されただけであったが、Z村では1965年頃から自作農も登録されることになった。計画作物の作付強制(注³)と後述する供出制度の導入のために、すべての農民を掌握する必要から、小作人登録帳が利用されることになったものと思われる。小作人登録帳の呼称は、後に述べるように、国家と農民との栽培契約の台帳の通称として調査時にも農民の間で使われていた。こうして農地を配分する権利や利用形態を規制する権利を国家が一手に握ることによって「耕作権」という概念が次第に農民の間に根づいていったものと考えられる(注⁴)。

ネーウィン政権下でも、農地耕作権の売却、譲渡、質入れおよび賃貸は、1953年農地国有化法に基づいて禁止されている。問題は、同法では認められている分割と相続である。分割については1970年の中央農地委員会布告によって禁止であることが強調されている(注⁵)。相続については、今や全農民が登録されている小作人登録帳の名義変更の許可権を持つZ村村落人民評議会議長(注⁶)によると、やはり禁止されているという(注⁷)。すなわち、農民に農地の処分権は全くなく、耕作不能になつたら農地を国家に返却し、国家がそれを再分配するたてまえになっている。

しかし、国家の政策を実行するのは議長を中心とする村落人民評議会委員であり、彼らも農民である。そこに委員と農民たちとの妥協が生ずる余地がある。たとえば上記の耕作権の処分の場合、たてまえとは違って、現有耕作権者が次の耕作者

を指名するということが村では広く行なわれております。とくに耕作権取得者が農業従事者でありかつ耕作権処分者の子供である場合、議長はこの移転を原則的には承認している。また両者の血縁関係がない場合でも、取得者が農業従事者であるならば大目にみているようであった。よって実質的には、農地国有化法の処分禁止条項をすべて脱法することができる。相続や譲渡だけでなく、名義変更に伴って裏で金銭を払えば売却になり、借金してそれを返却した時点で耕作権を返してもらう裏約束をすれば質入れになる。ただし、金銭をともなう移転は厳しく取り締まられているようで、金銭の授受は「裏」、すなわち当事者以外にはわからないように行なわれることになっているが、村人は誰が誰から農地を買ったかを知っている。ただし、売買の事実が村外に洩れることだけは避けなければならないとのことである。このような違法な農地移転に関しては、議長の人柄や村の伝統、あるいは政治状況によって、黙認されたり取り締まられたり、かなりのぶれがあるようである^(注8)。

2. 供出制度の変遷

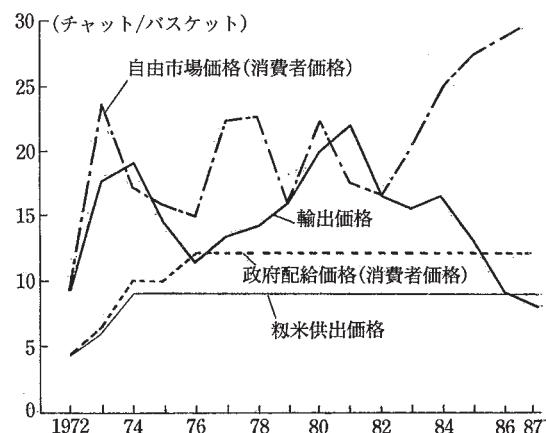
次に、農地政策と密接に結びつき、これを補完して実効のあるものにしている粒米供出制度について概観する。

革命政権は、前政権では精米業者から購入して配給や輸出に向けていた米を、農民から粒で直接徵収する強制供出制度を導入した^(注9)。これが先に述べた農地の国家管理と表裏をなしていたことは言うまでもない。供出義務を履行しない農民には耕作権没収、すなわち年度ごとに行なわれる栽培契約（小作人登録帳へ記載、後述）の更新をしないとの恫喝が行なわれた。Z村では実際に耕作権を取り上げられた事例はないが、隣のP村ではそのような事例があるという。農民は耕作権保有面積

下ビルマ米作村における農地政策の展開、1957～87年

と1エーカー当たりの粒米収量に応じて、国定の粒米供出表によって定められた量を公定価格で国家に販売しなければならない。供出後農民の手元に残った余剰粒は自由（闇）市場で販売され、こちらの価格は供出価格の数倍にもなった（第2図参照）。一般に大規模農家ほど投入・産出比率が高いため余剰が大きく、さらに粒米供出義務量はエーカー当

第2図 ビルマの米価（ガセイン種）の推移



（出所）拙稿「ビルマ——衰退する米輸出からの財政収入——」（小倉武一監修 小島麗逸編『第三世界の農業政策——保護と財政——』アジア経済研究所 1988年）61ページ。

（注）(1) 1チャットは1987年調査時点での約22円。1バスケットは穀重量で約20.9kg。

(2) 輸出については、品種別統計が公表されていないので、すべての品種の平均輸出価格を示してある。

(3) 自由市場価格、輸出価格、政府配給価格はいずれも粒米換算である。

国内消費用米および輸出用米の精米歩留率は、それぞれ65%、50%として粒米換算した。輸出用米の精米歩留率は、筆者のヒアリング調査によると、多く見積もっても45%ほどであるが、米の輸出統計には、碎米と糠が、価額ベースで、米輸出額の2～5%程度含まれるので、精米歩留率を50%とした。

(4) 財政年度は、1973年9月までは10月から翌年9月まで。したがって、たとえば71と表記してあるのは、1971年10月から1972年9月までである。73すなわち1973/74年度は移行期間で、73年10月から74年3月までの6カ月間である。74年以降は、4月から翌年3月までが財政年度となり、たとえば78と表記してあるのは、1978年4月から1979年3月を示す。

(5) 1987～88年度(87)の数値は新たに書き加えた。

り収量が高く耕作面積の小さい農家に重く、逆にエーカー当り収量が低く耕作面積の大きい農家には軽いので、耕作面積の大きい農家ほど自由市場で売れる米が多く、耕作規模による顕著な所得格差があった^(注10)。

この穀米供出表の問題点を別の角度からみるならば、エーカー当り収量をあげればあげるほど供出義務は重くなるということであり^(注11)、これは農民の生産性向上意欲を失わせることになる。したがって、生産性向上の努力は国家によって担われることになり、高収量品種米（以下 HYV）は国家により作付強制という形でZ村に導入された^(注12)。ただし、Z村にHYVが導入されてから1985/86年度までは、生産性向上意欲を刺激し、HYV栽培を定着させるためか、供出表に基づく供出量ではなく、1エーカー当り20バスケットという簡便な供出制度が実施されている。

そして筆者の調査時にはHYVによる生産性の向上分を國家が効果的に吸収するため、次のような厳しい供出制度が敷かれていた。すなわち、政府の指定した収穫されるべき穀米量から、これも指定された自家飯米、種穀、損失および労賃分を差し引いた「剩余穀」量に応じて、穀米供出表（以前のものとは別）によって定められた供出量を、公定価格で国家に納めなければならない。第4表の数値例は、Z村の典型的農家の例を示したものである。政府の算定どおり700バスケットを生産すると、必要穀194バスケットを控除した後430バスケットを供出しても76バスケット余る[(a)式]。これはパンザー（Panza。慰労米）と呼ばれており、自由に処分できる。生産性向上に努力して750バスケットを生産すると、増産分の半分は供出しなければならず、あとの半分の25バスケットが手元に残る[(b)式]。ところが、天候不順などで収穫量が650バスケットに落ちると、実際の剩余穀は456バスケットで

第4表 穀米供出の数値例

- （仮定）1. 耕作地が12a（うち、特別高収量米4a、普通高収量米6a、普通米2a）
2. 夫婦と子供4人
3. 雨季雇い1名

$$\text{収穫されるべき量}(Y) = 75 \times 4 + 55 \times 6 + 35 \times 2 \\ = 700 \text{ (bsk)}$$

自家飯米 (C)	= 15 × 6	= 90 (bsk)
種 穀 (S)	= 3 × 12	= 36 (bsk)
損 失 (L)	= 1.5 × 12	= 18 (bsk)
労 賃 (W)		= 50 (bsk)

$$\text{剩余穀 (理論上)} (R) = Y - (C + S + L + W) \\ = 700 - 194 = 506 \text{ (bsk)}$$

生産量	必要穀	剩余穀	供出量	パンザー
(a) 700	194	506	430	76
(b) 750	194	556	455	101
		(506+50)	(430+25)	(76+25)
(c) 650	194	456	385	71
(c)' 650	194	456	430	26

（85bsk/a の計画目標の場合）

(d) 1,020	194	826	718	108
		(85×12)		
(e) 720	194	526	718	-192
		(60×12)		

（出所）筆者作成。

（注）a：エーカー、bsk：バスケット。

供出表によると385バスケットが供出義務量になるはずである[(c)式]が、それはならず(a)式で算出される（机上の）剩余穀に供出義務がかかるくる[(c)'式]。すなわち、剩余は国家が吸い上げ、リスクはすべて農民が負う、という仕組みである。

この収穫されるべき穀米の量は地域によって異なり、たとえば筆者が訪問したことのある上ビルマのP村のように、計画値が1エーカー当り85バスケットと異常に高く設定されると、60バスケットしか生産できなかつた農家は必要穀のほとんどを供出させられ2バスケットしか残らず、自家飯米は購入していた。Z村では数値例のように、特別高収量米、普通高収量米および普通米のエーカー当り収穫指定量は、それぞれ75バスケット、55バスケット、35バスケットであった。ところが実際の

エーカー当たり収量は平均40ダット前後であり、どの農家にも供出負担が重くのしかかっていた。筆者の調査はこのような時期に行なわれたので、農地を増やしたいという農家は全くおらず、もう農業をやめたいという農家も少なくなかった。

3. 小作人登録帳

農民の耕作権の他者に対する対抗要件は、政府と作付・供出契約を結ぶことである。この契約の一覧表は議長によって管理されている。この表の正式名は「〇〇年度高収量品種米計画（に基づいて）農民各自の栽培する作物ごとの作付指定面積一覧表および契約書」であるが、そのように呼ぶものは誰一人としておらず、「小作人登録帳」(thizā hma'pountin)と呼ばれるのが普通である。このように呼ばれるようになった経緯はすでに述べたとおりである。また、農民自身が自己を国家の小作人であると認識していることを、この呼称から窺い知ることができる。

小作人登録帳の記入項目は、農民の名前、父の名前、国民登録番号、水田の番号、保有番号、世帯員数、特別高収量米・普通高収量米・普通米それぞれの作付面積そしてサインガーの給料（粒米換算）の計10項目であり、農民ひとりに対して1行が割り当てられる。この契約登録は1年ごとに更新されるが、何年間にもわたって供出義務を怠ったり営農貸付金を返済しなかったりすると、契約を更新することができない。すなわち、經營地を没収されてしまう。ただし、この「何年間」を1～2年と言うものもいれば、2～3年と言うものもいる。正確な規定はないようである。

Z村で耕作権の対象となっているのは水田のみである。それは第1に農地改革が行なわれたのが水田のみであったこと、第2に供出対象作物が粒米のみであること、に起因するものと思われる。

小作人登録帳は事実上土地台帳の役割をする。よってこの台帳を基にZ村の各農家の耕作権保有面積を知ることができる。しかし、そのためには以下の注意が必要である。第1に、登録者の約3分の2は村外の農民であるため、村民と村外者を区別しなければならない。ちなみに1986／87年度の登録者数は222名で、うち村民は73名であった。第2に、ビルマ人の常として本名の他に名前を持っていることがあるので、登録名と通常名乗っている名前が異なることが往々にしてある。第3に、大規模保有農家は名義を世帯員の何人かに分散している場合があるので、世帯のアチーアケーの保有する面積がそのまま世帯の耕作権保有面積とは必ずしもならない。第4に、休耕している水田がただちに国家に返却されることではなく、数年間は事実上耕作権を保有する農民の支配下に置かれるが、これは小作人登録帳には記載されない。第5に、賃貸や質入れといった違法行為によって耕作権が移転された水田は、小作人登録帳の名義人と実際の耕作者が異なる。Z村の場合、水田耕作権を賃貸している世帯が1世帯あった。以上のような理由のため、たとえば、耕作権の保有状況を調査するような場合には、個別の世帯調査が必要になってくる。すなわち、行政側は耕作権保有者と保有面積の対応関係を正確には把握できていない。ただし、耕作権の名義が誰であろうと、耕作面積ごとに供出量を決定することができるので、行政責任者（議長）の役割は一応果たすことができることになっている。

小作人登録帳に名前を記載された農民には、作付契約の内容、供出義務量および営農貸付金の金額を書いた契約書が、各自1枚ずつ渡される。この契約書には供出制度のところで説明したように、等級別の稻作付面積、収穫されるべき等級別

の穀米量および種類等の控除すべき穀米量が併記されたうえで、供出義務量が記載されている。このことからも耕作権と供出義務が不即不離の関係になっていることがわかる。

以上見てきたように、耕作権の付与、作付強制、そして強制供出制度がネーウィン政権の農地・農民管理政策の3本柱であり、小作人登録帳にはこれらが一体となって具現化されている。執行上はかなりの例外が見られるものの、基本的にはこれが農民の生産活動を強く規定していることは疑う余地がない。小作人登録帳は、ネーウィン政権の農民支配の村落における橋頭堡となっているのである。

(注1) myanmà hsousheli' lānzin pati patis̄yôunyēi bahoukomiti htanajou' [ビルマ社会主義計画党中央組織委員会], "myeiyasan' tohlanyēi" [農地制度革命], myanmà hsousheli' lānzin pati i taundhuledhamā yēya [ビルマ社会主義計画党の農民政策], 第3巻, 1967年, 268ページ。

(注2) のち1965年の改正によって、小作料の授受は一切禁止された。

(注3) bahou lounjounyēi hnìn ou'hkyou'yēi komiti bahou leya komiti [中央治安行政委員会中央農地委員会], bohou leya komiti i nunkyāje'myā [中央農地委員会の行政指導集], 出版地不明, bahou leya komiti, 1972年, 78ページ。

(注4) 以上前節および本節で述べてきた筆者の行論は、斎藤照子「ビルマの穀米供出制度……」の農地政策の解釈とは見解を異にするものである。

斎藤は、1953年農地国有化法によって与えられたのは(「所有権」ではなく)「耕作権」であり、国有化が行なわれなかった地域では私的所有権がそのまま默認され、小作料取得のみが禁止された、と述べているが(3~4ページ)、筆者は、ウー・ヌ政権期には、国有化対象地域であるか否かを問わず、農民に(農地改革の行なわれた地域では厳しい制限付きではあるが)農地の所有権があり、ネーウィン政権期になって、すべての農地の私的所有が否定され、農民は耕作権のみを与えられることになったと考える。

革命評議会は、農地国有化実施地も未実施地も同様

の扱いとして、農地の所有者に「ウーパインパウッ・タイン」(üpainpau' hkwin。所有を表明する権利)を与える、そのうえで、「耕作権」は「所有権」に優先するとして(myanmà hsousheli' lānzin pati patis̄yôunyēi bahoukomiti htanajou', 前掲論文, 265~268ページ), 耕作権の授与権を国家が掌握することによって、「所有権」を有名無実化していった。そしてほぼ同時期に、「あらゆる土地(農地——引用者)は国に帰属することになり、土地所有権は完全に解消され、土地耕作権に限り承認されることになり、土地は耕作者に限りこれを利用利用することができる」(Working People's Daily, 1965年7月8日。ただし、出典はアジア経済研究所『アジアの動向1965——ビルマ』1966年 157ページ、による)という声明を出している。したがって、「耕作権」の発生はネーウィン政権成立後であると考えるのが至当である。

(注5) bahou lounjounyēi hnìn ou'hkyou'yēi komiti bahou leya komiti, 前掲書, 131~132ページ。相続についてもなんらかの布告あるいは行政指導があるかもしれないが、筆者には発見できなかつた。

(注6) 村落レベルでの行政の最高責任者で、ビルマ社会主義計画党村落支部書記の指導の下に村落行政を統括する。以下「議長」と略記する。

(注7) 1989年10月25日に筆者が行なった地税設定および土地記録局(Settlement and Land Record Department)局長らとの討議によると、相続については明確な禁止規定は設けていないということである。しかし、耕作権の処分はすべて国家が行なうというのが原則であり、この原則のもとでは相続も含めていかなる私的処分も認められる余地はないとのことであった。また、ウー・ヌ政権期に農民に与えられた権利は「所有権」で、ネーウィン政権期になって「耕作権」に変わったとの回答も得られた。

(注8) このような行政の末端での妥協や黙認は、耕作権に限らず他のあらゆる場面で行なわれている。これをビルマ語では「ナーレーフム」(nâlehmu)と呼ぶ。ビルマ人はこの語を英語で“mutual understanding”と訳すが、これよりも日本語の「なあなあでやる」という意味に最も近い。ビルマ式社会主義下での窮屈な国家制度に対する、庶民のささやかではあるが有効な対抗手段である、と筆者は考える。ただし、当事者間の暗黙の了解であるので両者の間柄に強く影響され、またどちらかが裏切られたとしても法的手段に

訴えることはできない。

(注9) 他に小麦、メイズ、豆類、砂糖きび、綿花、ジュートなど主要農産物はすべて供出対象作物になっていた。ただし、供出には地域指定があり、たとえば砂糖きび供出指定地域外で砂糖きびを作っても供出の必要はない。Z村の場合、供出対象作物は穀のみである。この供出制度は、1987年9月、10月、そして88年7月と順次供出対象作物が減って、現在では撤廃されている。すなわち筆者の調査時は、ビルマ式社会主義の農業政策の重要な要素であるこの制度が実効を持っていた最末期にあたる。

(注10) 斎藤照子「ビルマの穀米供出制度……」15～18ページ。また、同論文によると、経営面積がダドーントゥン以下の農家には民間へ販売可能な穀はほとんど残らないという。

(注11) 下記の数値例は、1974/75～76/77年度の穀米供出表（出所は、斎藤照子「ビルマの穀米供出制度……」26ページ）から抜粋したものである。この表から明らかのように、総収穫量が同じ420ポンド（1ポンドは穀重量で約20.9kgにあたる容量単位）であっても、供出義務量は規模が小さく生産性の高い農民ほど重い。また、作付面積10ha、エーカー当たり収量が35ポンドの農民の供出義務量は159ポンドであるが、生産性が上がってエーカー当たり42ポンドになると216ポンドの供出義務量、生産性はそのままで耕作面積が12haになると200ポンドの供出義務量となって、生産性の向上よりもむしろ農地拡大の意欲を刺激することになる。したがって、この供出表はまた土地生産性を高めることを促進するという政策目的には反するという性格を持っている。

エーカー当たり収量→

		21	28	35	42
作付面積↓	10		159	216	
	12		200		
15		188			
20		144			

(注12) Z村で高収量品種米の作付が始まったのは1981/82年度からである。作付する稲は、特別高収量米、普通高収量米および普通米の3ランクに分けられる。前2者は、稲の品種としては区別がなく、IR系のHYVであるShwewahtun, Seintalay, Shwethwetunなどが含まれる。NgakyweやPohsanhmweなどビルマの伝統品種は普通米にランクされている。3者の基本的な相違はその作付に伴う農業融資額、化学

肥料の配給量および供出義務量である。特別高収量米、普通高収量米および普通米の作付に対する農業融資額は1ha当たりそれぞれ160kg, 120kg, 70kgであり、化学肥料は、特別高収量米に対しては1ha当たり尿素肥料25kg、磷酸肥料12.5kgおよびカリ肥料6.25kgが、普通高収量米に対しては尿素肥料25kgのみがそれぞれ安価で配給されるが、普通米には化学肥料の配給はない。すなわち、生産性の高い米への財政的補助が優先される。しかし、供出義務量は特別高収量米に重く、普通高収量米、普通米の順で軽くなっていく。農民には作付品種選択の自由はなく、小作人登録帳を更新する時点で各ランク別の作付面積が行政側から各々の農民に割り当てられる。Z村の1986/87年度の等級別米作付面積は、特別高収量品種933ha(34.6%)、普通高収量品種1322ha(49.0%)、普通品種444ha(16.4%)であった。

結　　び

以上、独立後から現在に至るまでのビルマにおける農地政策の展開過程を、下ビルマのZ村の事例に依拠しながら分析してきた。調査時にも感じたことであるが、この問題を解明するには国家の法律や行政指導の条文を読み農民の実態を調査すればそれで十分である、ということはない。このような法制や指導は農村レベルまでいくと多分に変形してしまい、また変形されるかと思うと厳しく運用されてたりする。したがって、村落での行政の実態を論じようすると、どうしても村の行政当局者からの聞き取りや調査者の観察によらざるをえなくなり、明確な根拠を示しえないこともある。しかし、制度と実態の関係を明らかにするためには避けられない過程であると筆者は考える。以下本稿のまとめを行なって結論にかえたいたい。

(1) Z村での農地改革は1957年から58年にかけて行なわれた。農地国有化法は農地のないすべて

の農業從事者に農地を与えるものとしているが、Z村では小作農しか農地の配分に与れず、村の半数を占める農業労働者は配分から排除された。ネーウィン政権になって在村不耕作地主の農地が再配分されたものの、根本的な農地改革は行なわれず、Z村には現在でも多くの農業労働者が存在している。

(2) 農地の処分権はすべて國家が握るという「耕作権」の理念は、ウー・ヌ政権期の「所有権」に代わって、ネーウィン政権になって農村まで浸透した。しかし、小作人登録帳の名義を変更するだけで耕作権の移転は完了するので、相続をはじめとしてあらゆる手段の移転は可能であり、また実際に行なわれている。このような違法行為に対して村落評議会議長以下村民は見て見ぬふりをしており、この黙認は「ナーレーム」として制度化されている。

(3) ネーウィン政権成立以来、ビルマの農村には厳しい穀米供出制度が敷かれてきた。この制度は農民の生産性向上意欲を阻害し、HYVは農民の自発性によってではなく、國家の作付強制制度に基づいて村に導入された。供出制度も作付強制も農地が国有であるということに基づいて施行されていることは言うまでもない。

(4) 耕作権の保有者は小作人登録帳に記載される。小作人登録帳という通称は、1963年小作法に基づいて農地委員会が小作人を指名したときに作成された小作人の一覧表の名前に由来する。調査

時点では、小作人登録帳は耕作権付与の見返りとして供出義務を課すという国家との契約書となっており、耕作権と供出制度がワンセットになっていることが確認される。

このように、國家の政策はある場面では村の論理（ナーレーム）によって脱法され、またある場面では慣習を変えるほど浸透している。一般に村の行政当局は供出義務さえ果たされれば、細かな違法行為は大目に見ているようである。さまざまな制約と妥協のなかで村人たちは自己の再生産を維持し、さらには余剰を出すべく対応を迫られている。本稿ではZ村の土地制度を國家の政策との関連のなかで概観することに心がけてきたが、そのために村の土地制度の実態については十分に論述できなかった。今後は農村の実態分析に入っていこうと思っているが、その一貫として、次稿で（本誌次号掲載）は、この国家政策の下で実際にどのような農地移転が行なわれていたのかについて考えてみたい。

（アジア経済研究所地域研究部）

〔付記〕 本稿は1986年4月より88年4月までの間、アジア経済研究所海外派遣員として、ビルマ（現ミャンマー）に滞在していたときに行なった調査研究の成果の一部である。当時、国際協力事業団の専門家として、フレグーの中央農業開発訓練センターにおられた中村成二、成田良一、松本栄市、田中英統の4氏にはたびたび車の便を提供していただいた。記して御礼申し上げたい。